

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年5月19日(2016.5.19)

【公開番号】特開2013-218325(P2013-218325A)

【公開日】平成25年10月24日(2013.10.24)

【年通号数】公開・登録公報2013-058

【出願番号】特願2013-68765(P2013-68765)

【国際特許分類】

G 03 G 9/08 (2006.01)

G 03 G 9/087 (2006.01)

【F I】

G 03 G 9/08 3 1 1

G 03 G 9/08 3 2 1

G 03 G 9/08 3 6 5

【手続補正書】

【提出日】平成28年3月25日(2016.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コアおよびシェルを含むナノ粒子であって、前記コアは、結晶質樹脂を含み、前記シェルは、第1非晶質樹脂を含み、ここで、前記結晶質樹脂は、1 meq KOH / g未満の酸価を有し、前記第1非晶質樹脂は、10 meq KOH / gを超える酸化を有するナノ粒子；

少なくとも1種の第2の非晶質樹脂；および  
必要に応じて、色素、蠟またはその両方  
を含む、超低融点トナー粒子。

【請求項2】

前記トナー粒子は、シェルを含む、請求項1に記載のトナー粒子。

【請求項3】

前記トナー粒子シェルは、第3の非晶質樹脂を含む、請求項2に記載のトナー粒子。

【請求項4】

前記第2の非晶質樹脂および前記第3の非晶質樹脂は、異なっており、前記第1非晶質樹脂と適合性ではない、請求項3に記載のトナー粒子。

【請求項5】

前記第2の非晶質樹脂および前記第3の非晶質樹脂は、前記結晶質樹脂と適合性である、請求項3に記載のトナー粒子。

【請求項6】

前記ナノ粒子の前記第1非晶質樹脂は、約15 meq KOH / gを超える酸化を有する、請求項1に記載のトナー粒子。

【請求項7】

前記不適合性の樹脂は、約4.0mJを超える結晶化のエンタルピーを含む、請求項4に記載のトナー粒子。

【請求項8】

前記適合性の樹脂は、約0.2mJ未満の結晶化のエンタルピーを含む、請求項5に記

載のトナー粒子。

【請求項 9】

前記結晶質樹脂は、トナー粒子の約 7 重量 % から約 40 重量 % までを構成する、請求項 1 に記載のトナー粒子。

【請求項 10】

前記ナノ粒子は、約 50 から約 250 nm の間のサイズを有する、請求項 1 に記載のトナー粒子。

【請求項 11】

色素、を含む、請求項 1 に記載のトナー粒子。

【請求項 12】

乳化凝集トナー粒子を含む、請求項 1 に記載のトナー粒子。

【請求項 13】

高分子量非晶質樹脂と低分子量非晶質樹脂を含む、請求項 1 に記載のトナー粒子。

【請求項 14】

前記第 1 非晶質樹脂は、前記高分子量非晶質樹脂を含む、請求項 1 3 に記載のトナー粒子。

【請求項 15】

前記第 1 非晶質樹脂は、前記低分子量非晶質樹脂を含む、請求項 1 3 に記載のトナー粒子。

【請求項 16】

前記トナー粒子は、約 100 から約 130 までの最低定着温度を有する、請求項 1 に記載のトナー粒子。

【請求項 17】

前記トナー粒子は、少なくとも約 60 の融合許容度を有する、請求項 1 に記載のトナー粒子。

【請求項 18】

前記第 1 非晶質樹脂は、ポリ - ( プロポキシル化ビスフェノール A - フマラート ) 樹脂を含む、請求項 1 に記載のトナー粒子。

【請求項 19】

付加的な第 2 非晶質樹脂を更に含む、請求項 1 に記載のトナー粒子。